

第63回 横浜市屋外広告物審議会会議録	
議 題	審議事項 ア 横浜市屋外広告物条例第19条に基づく許可の特例について (ア) 夏季催事に伴う規格外等広告物の掲出について (イ) デザインマンホールの設置について (ウ) Wi-Fi付公共サインを利用したデジタルサイネージによる屋外広告物について イ 広告物活用地区制度の活用について 報告事項 ア 観覧車の照明演出について イ 広告物活用地区の指定について ウ 屋外広告物の安全点検まち歩きについて
日 時	令和元年7月1日(月)午後2時00分から3時37分まで
開催場所	神奈川自治会館3階 特別会議室
出席者 (敬称略)	委 員：岩村和夫、村上弘一、河住志保、小泉雅子、竹内淳、田中喜芳、中谷忠宏、馬場勝己、山崎洋子 事務局：嶋田稔(都市整備局地域まちづくり部長)、鴫田傑(都市整備局景観調整課長)、瓜田智也(都市整備局景観調整課景観調整係長) 【議案ア(ア)】 説明者：守屋朋廣(文化観光局横浜魅力づくり室横浜プロモーション担当係長) 事業者：株式会社ポケモン 【議案ア(イ)】 説明者：大庭浩(環境創造局技術管理課担当係長) 【議案ア(ウ)】 説明者：光田麻乃(都市整備局企画課担当課長) 松中渉(都市整備局企画課担当係長) 【報告事項ア】 説明者：石川美沙希(都市整備局景観調整課担当係長)
欠席者 (敬称略)	大川一平
開催形態	公開(傍聴者0人)
決定事項	
議 事	開 会 (事務局) 嶋田景観調整課長 お時間となりましたので、始めさせていただきます。本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。これより、第63回横浜市屋外広告物審議会を始めたいと思います。 では、議事に入ります前に、事務局を代表しまして地域まちづくり部長の嶋田よりご挨拶申し上げます。 (事務局) 嶋田地域まちづくり部長 皆さん、こんにちは。地域まちづくり部の嶋田でございます。本日はご多用の中、また梅雨どきの足元の悪い中、お集まりいただきましてありがとうございます。 本日は、次第にご用意してございますように、夏の前ということもございまして、イベント等の広告物も含めまして非常に盛りだくさんの議題を用意させていただいております。横浜市も間もなくラグビーW杯が迫ってございまして、およそ80日後には開催と、もう少し盛り上がってほしいなという思いは正直なところございます。来年になればオリンピック・パラリンピックということで、めじろ押しでございますが、世界的なイベントが続くということでございまして、本日そういった関連の議事もご用意させていただいているところでございます。非常に限られた時間ではございますが、委員の皆様におかれましてはぜひ活発なご審議、ご意見等いただければ幸いです。どうぞ、委員の皆様、よろしくお願いたします。 (事務局) 嶋田景観調整課長 続きまして、この4月に景観調整課において人事異動がありましたので、ご紹介させていただきます

す。

(事務局) 瓜田景観調整係長

4月より着任しました景観調整係長の瓜田と申します。何分、まだ着任したばかりでふなれな部分があるかと思いますが、一生懸命やらさせていただきますのでどうぞよろしくお願いいたします。

(事務局) 綿田景観調整課長

では、ここからは岩村会長に議事をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(岩村会長)

お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。議長を務めます岩村でございます。本日は活発な審議ができますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、まず事務局に、審議会の成立についてご報告をお願いいたします。

(事務局) 綿田景観調整課長

審議会の成立についてご報告いたします。本日は、大川委員からあらかじめ欠席との連絡をいただいております。あと、山崎委員は、理由はわからないのですが、今ご出席いただいております。現時点で10人中8人がご出席いただいておりますので、横浜市屋外広告物条例施行規則第31条第2項に基づき、委員の半数以上の出席をもって審議会は成立しております。

(岩村会長)

ありがとうございます。続きまして、審議事項に入る前に、各案件について会議の公開及び非公開の是非について、委員の皆様にお諮りいたします。事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) 綿田景観調整課長

会議の公開及び非公開につきましては、横浜市附属機関の会議の公開に関する要綱第4条に基づき、附属機関の長は会議の一部または全部の非公開を決定することができるかとされています。本日の審議案件でございますが、審議事項ア（ア）及び（イ）につきましては、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第7条第2項第3号に規定する、法人に関する情報にあって、公にすることにより当該法人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがある非公開情報と考えております。このため、同条例第31条第1項第2号に基づき、非公開情報に該当する事項を審議するため非公開としたいと考えております。また、残りの議事については特に非公開とする理由がないので、公開としたいと考えております。以上です。

(岩村会長)

ありがとうございます。それでは、今の事務局の説明を受けまして、審議事項ア（ア）及び（イ）は非公開とし、それ以外につきましては公開とすること、そのことにご意見はございませんでしょうか。

(了承)

(岩村会長)

特にご意見ないようですので、そのとおり取り扱いたいと思います。

審議事項

ア 横浜市屋外広告物条例第19条に基づく許可の特例について

(ア) 夏季催事に伴う規格外等広告物の掲出について

(岩村会長)

それでは、議事次第の（2）審議事項アです。横浜市屋外広告物条例第19条に基づく許可の特例についての審議に移ります。まず、審議事項（ア）について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) 綿田景観調整課長

それでは、審議事項ア（ア）夏季催事に伴う規格外等広告物の掲出についてご説明いたします。上にア（ア）と書いてある資料をごらんいただきたいと思います。1の概要でございますが、催事名は「ピカチュウ大量発生チュウ！2019」、開催期間につきましては、ことしの8月6日から8月12日まででございます。会場は、みなとみらい21中央地区、新港地区、関内地区の山下公園付近を予定しております。過去の実績でございますが、過去5回にわたり、この審議会においても規格外の広告物についてご審議いただいております。今回は6回目ということになります。では、ここからは文化観光局横浜魅力づくり室より事業の詳細について説明いたします。

(説明者) 文化観光局横浜魅力づくり室守屋担当係長

文化観光局横浜魅力づくり室の横浜プロモーション担当係長をしています守屋と申します。よろしく

お願いいたします。まず、私のほうからことしのイベントの概要についてご説明いたします。皆さん、お手元に記者発表資料があるかと思いますが、こちらに沿ってご説明いたします。

横浜市は株式会社ポケモンとこれまで5回のイベントを実施してきておりますが、2016年に協定を締結して、横浜市、株式会社ポケモン両者のブランド力を向上させることを目的にこのイベントを実施して、国内外に発信することで横浜の街のにぎわいをつくり出そうという取り組みを行っております。先ほど事務局からも説明がありましたが、過去5年間実施してきたということで、その5年間の中で合計1000万人を超える集客と69億円のメディア露出効果を生み出してきている実績があります。昨年1月には、地元の商業施設や事業者様と一緒に推進協議会を設置いたしまして、みなとみらい地区の地元と一体となってこのイベントを盛り上げるべく取り組んでおります。開催概要につきましては、期間は先ほどご説明がありました8月6日から12日の1週間です。ことしは、主なパフォーマンスにつきましては19時から21時の間、夜に実施したいと考えております。

ページをおめくりいただきまして、会場はみなとみらいエリアの各エリアなのですが、中でも主要なプログラムとなるものが3つありまして、それが3番以降に書いてあります。①では、グランモール公園を使って、LEDを駆使したピカチュウたちのパフォーマンスを実施することとなっております。

ページをめくっていただいて、3の②です。赤レンガパークでは、巨大な噴水を活用したピカチュウたちのパフォーマンスです。下段の③が臨港パークです。こちらでは、これまでで一番多いピカチュウ50匹によるパフォーマンスを行います。

ページをおめくりいただきまして、3の④ですが、これは昨年も好評いただきましたピカチュウの行進、イーブイの行進で、こちらについても実施してまいります。⑤のポケージェニックですが、こちらは新しい取り組みとなりまして、みなとみらいの街のあちこちにポケモンをモチーフにしたフォトジェニックなスポットをつくりまして、皆さんに写真を撮って楽しんでいただこうと思っております。⑥のポケモンGOフェストにつきましては、事前応募による抽選制で、ポケモンGOのイベントをこの期間中、山下公園、赤レンガパーク、臨港パークの3会場で開催するものとなっております。

概要については以上となりますが、事務局からも説明があると思いますが、本イベントの一部につきましては屋外広告物の特例の許可に係ってくる案件となっておりますので、そちらにつきまして本日も審議いただければと思います。私からの説明は以上となります。

(事務局) 瓜田景観調整係長

引き続きまして、事務局より本日もご審査いただきます特例許可対象広告物についてご説明いたします。お手元にこちらのA3判の横長の表を置いていただければと思います。今回ご審議いただく特例許可の対象広告物になります。ちょっと暗くて申しわけございません。左のNoと書かれた欄に、A、B、D、F及びGと書かれておりますが、それぞれ広告物が掲出されるエリアをお示ししております。これら5カ所のエリアにおきまして、スライドでお示ししております広告物の掲出が予定されております。それぞれの地域で同じ内容の広告物が掲出されます。広告物の種類としては広告板に該当し、A及びBの地区は高さが8メートル50センチ、横が5メートル90センチ、幅が5メートル20センチとなっております。表面積が157.5平米となります。これらは、商業地域内で表示できる広告板の面積の75平米を大きく上回ることから特例許可の対象となります。またD、F及びGの地区は高さが11メートル20センチ、横が7メートル85センチ、幅が6メートル95センチとなっております。表面積が276平米となります。こちらの広告物の設置期間は、イベント開催に伴う準備期間や設置機関等を含めた8月5日から8月12日となります。

続いて、Lのエリアにおいて、スライドでお示しします広告物の掲出が予定されています。こちらは広告物の種類としてははり札に該当し、掲出場所が禁止物件である道路の路面に表示することから特例許可対象となります。こちらの広告物の設置期間は、同時期に開催中の下水道展との関連も踏まえ、設置準備期間等を考慮した8月5日から9月2日となります。特例許可の対象となる広告物のご説明は以上となります。

ここからは、特例許可の対象ではありませんが、特殊な広告物の取り扱いについてご説明いたします。まず、スライドでお示ししておりますプロジェクションマッピングについてです。こちらはスライドでお示ししております図のとおり、プロジェクションマッピングが全体的に高さ3メートルほどの仮囲いに囲まれた中で、先着もしくは抽選かははっきりしていないものの、限られた者だけを対象に上映されることとなっております。閉鎖的な空間で行われますので、屋外広告物としては取り扱いいたしません。

また、コスモクロックについてですが、スライドでお示ししたとおりの表示を予定しております。こちらにつきましても、横浜市屋外広告物条例で定める広告物の種類に該当するかどうかを含めて、現在

データの積み上げを行っているところでありますので、今回も特例許可の対象として取り扱わないことといたします。特例許可対象広告物についてのご説明は以上となります。

(事務局) 埴田景観調整課長

今説明があったもののうち、プロジェクションマッピングについてですが、行われる場所は横浜美術館の前でございます。横浜美術館全体にプロジェクションマッピングで絵をいろいろ描いて、その前で光っているピカチュウが踊るといいます。これに関しては、あそこはグランモール公園という場所なのですが、公園管理者から、見る人とそこを横切る人をちゃんと分けなさいというお話をいただいています。全体を仮囲いで囲って、見る人と横切っていく人を完全に分けるということとしたため、高さ3メートルの仮囲いが周りを囲むということになって、閉鎖空間になるというお話です。補足させていただきます。

次に、事務局の考え方でございますが、一番初めのア（ア）と書いた資料に戻っていただきまして、2、事務局としての考え方でございます。（1）事務局意見としましては、条例の19条「その表示若しくは設置が公益上の理由その他の理由によりやむを得ないと特に認める広告物等で景観を阻害しないと認められるもの」に該当し、許可の特例として取り扱うことが適当と考えております。やむを得ないと特に認める理由でございますが、この催事の主催者である株式会社ポケモンと横浜市との間で、都市ブランドの向上や集客促進、文化振興のほか、広く横浜市の行政施策の推進や地域活性化に資する取り組みとして、相互に協力する旨を協定で結んでおりまして、平成28年から令和2年までの間継続しております。また、昨年のこの催事に伴う集客が220万人となっている点から、街のにぎわいを創出するという効果をもたらした点は評価されておりまして、一定の公益性があったと考えております。また、イの景観を阻害しないという理由でございますが、今回の設置は催事期間内に限られるとともに、個性的な空間演出を通して来街者を楽しませる景観づくりを試みていると考えられます。以上のことから許可の特例をお願いしたいと思っております。説明は以上です。

(岩村会長)

ありがとうございます。本来かなり膨大な資料ですが、非常に手際よくご説明いただいたと思います。それでは、審議に入りたいと思います。夏季催事に伴う規格外等広告物の掲出について、発言がありましたらよろしくお願ひいたします。いかがでしょうか。相当大量にポケモンが発生するのですね。

(説明者) 文化観光局横浜魅力づくり室守屋担当係長

そうですね。

(岩村会長)

今回は夜間であるということが特徴ですね。

(説明者) 文化観光局横浜魅力づくり室守屋担当係長

はい。ことしは夜間に、暑さ対策も含め、あとは横浜の夜のにぎわいを創出するという2つの目的を達成させるために、主なプログラムを昼ではなく夜に全て移行して実施するというのが特徴になっています。

(岩村会長)

わかりました。いかがでしょうか。

(村上副会長)

例年ですが、これは子供たちの参加がすごく多いですよ。ことし、特に多いのですか。

(説明者) 文化観光局横浜魅力づくり室守屋担当係長

例年見ていると、お子様連れももちろん多いのですが、大人同士の来場者も多くて、ことし、夜に移行することでというのもあるのですが、実施が7時から9時の間ということもありまして、夏休み期間中のお子様のお出かけというの中では、バランスというのですか、来場する方の属性というのはさほど大きく変わらないかと思っています。

(村上副会長)

夜開催ですから、安全に配慮しなければいけないと思います。

(説明者) 文化観光局横浜魅力づくり室守屋担当係長

もちろん、そうですね。

(岩村会長)

プロジェクションマッピングですが、囲ってその中に観客を入れるということですよ。何人ぐらい入るのですか。

(事業者) 株式会社ポケモン

約2000人ぐらいです。

(岩村会長)

そんなに入るのですか。すごいですね。

(事業者) 株式会社ポケモン

それぐらいの方が地べたに座って見るような形になります。

(岩村会長)

そうですか。ほかに何かご質問はありますか。どうぞ。

(中谷委員)

中谷でございます。音とかはどのような感じなのでしょう。

(事業者) 株式会社ポケモン

音については、具体的なデシベル数でいくと平均で60デシベルというレギュレーションがあるのですが、実際には周辺に住まわれている方もいらっしゃるの、やはり現場でご迷惑をおかけしないような形で音量調整していこうと思っています。これは、同じく美術館様からもご依頼がございまして、館があいている時間に施行もありますしリハーサルもありますし、そういったときに美術館内にも音の影響が及ばないよというご指導いただいております。

(説明者) 文化観光局横浜魅力づくり室守屋担当係長

既に4月にはみなとみらいのマンションには説明に行っているのですが、また今月改めまして通行の制限とか、音とか光のご説明に横浜市とポケモンさんで何うことになっております。

(中谷委員)

結構、このイベントをやると地域住民の人からいろいろと苦情が多いようなので、最大限いろいろと図っていただければと思います。

(岩村会長)

よろしく願います。ほかにいかがでしょうか。

(山崎委員)

その囲いの中に入るためには結構並んだりするのですか。

(事業者) 株式会社ポケモン

そうですね。まだ先着順にするのか整理券にするのかというのが決められていないのです。その理由は、整理券を配布するにしてもそれなりのスペースがいるので、その場所が今確保できていないという状況の中で、最終的にどちらの案でいくのかというのはぎりぎりまで調整がかかると思いますが、ご指摘のとおり、やはり早めに来られた方がそれなりに周辺に並ぶということは想定しております。

(山崎委員)

入れかえみたいに。

(事業者) 株式会社ポケモン

そうですね。入れかえをするということも含めてです。なので、美術館様のほうには実は交渉しておりまして、一部の団体バス用の駐車場のエリアを使わせていただいてそこに滞留をさせるなどして、できるだけグランモール公園の通行の妨げにならない方法を模索しているというところでございます。

(山崎委員)

去年、人が入り過ぎて、ちょっと減らすとかいう話もありましたかね。駅とかは大丈夫でしょうか。

(事業者) 株式会社ポケモン

そうですね。夜にシフトする中で、もう一つ我々のほうで工夫させていただいたのは、コンテンツの開催時間を全部同時多発的に組みました。というのも、昨年場合は、一晩来られるといろいろなコンテンツが見られますよということで、時間をずらして実施されたのですが、今このやり方をすると1つのコンテンツに人が集まり過ぎることがあるのではないかとということで、同じ時間に別の場所で別のコンテンツを開催するという工夫をさせていただきます。

(山崎委員)

わかりました。

(岩村会長)

余りもう時間ありませんので、早めに決めていただければありがたいと思います。

(事業者) 株式会社ポケモン

そうですね。

(岩村会長)

どうぞ。

(中谷委員)

横浜市の商工会議所でもいろいろと話題が出るのが、泊まるお客さんが少ないというのでナイトタイムエコノミーという、こういう形にしたのだと思うのですが、泊まるお客様、観光客というのはどのぐらい見える見込みですか。

(説明者) 文化観光局横浜魅力づくり室守屋担当係長

この時期は8月で、ことしはお盆よりも少し前の時期なのですが、もともと多い時期ではあると思います。5月15日に、お手元のリリースをまず最初に出した後、幾つかのホテルはその日に宿泊の予約がどんと入ったというのが、2つ、3つからは伺っていますので、このイベントによって周辺ホテルの予約状況、宿泊状況というのは恐らくかなり高いものだと思います。

(中谷委員)

わかりました。ありがとうございます。

(事業者) 株式会社ポケモン

去年と比較して具体的な数字で言いますと、ことしはGOで、ぶっちゃけで今、1日2万人ぐらい当選された方がお越しになられるという数字を読んでいるのですが、恐らく50%ぐらいの方は海外も含めて関東圏以外のお客様になります。つまり、1万人という数字の方が、横浜市内に限らないとは思いますが、関東圏のいずれかに泊まって来られるであろうと推測しています。

(岩村会長)

よろしいでしょうか。小泉委員どうぞ。

(田中委員)

質問というよりは要望の面もあるのですが、時期が8月というどうしても台風というイメージがあるものですから、3メートルの仮囲いの中に2000人の方がいるということになると、安全面として、例えば2つ危惧があります。1つは、入って皆さんがごらんになっているときに、急に雨が降ってきて、わーっと避難をすとか、そういったパニック状態になるような危険です。もう一つは、3メートルの仮囲いに風が当たったときの安全対策というのでしょうか。その辺はもちろんお考えにはなっているでしょうけれども、改めてお伺いしたいと思います。

(事業者) 株式会社ポケモン

まずは全ての装飾物についてですが、当然台風が来たら吹き飛ばすものというのもゼロではないのです。ですので、台風が予想された時点で撤去するものは撤去するというのが基本的な考え方です。その上で、仮囲いがどの部分まで飛ばすかといいますと、今現在、大半の部分にTMトラスという、かなりの重量を持った目隠しなのですが、設置しようと思っています。これは、実は今そこで説明したグランモール公園のグランドレベルだけではなく、マークイズのテラスにも設置されるものですが、これは重量をもって吹き飛ばないようにしています。逆に、重量物でカバーできないところというのは、先ほど申し上げたようにカラーコーンだったり、すぐに撤去できるものでカバーして、風が強い日はむしろそれを撤去して安全を確保するというようなやり方を考えております。いずれにしましても、イベント全体としてどれぐらいの風、どれぐらいの雨量をもったら中止を決定するというのは決めておりますので、また、もし機会がありましたら改めてご報告申し上げたいと思います。

(岩村会長)

よろしいでしょうか。どうぞ。

(小泉委員)

別の部分で、はめ込み式のマンホールについて教えていただきたいのですが、資料を拝見すると、今回のイベント用のものではない状態が前のページにあるお写真だと思ってよろしいのですか。鋳物になっています。

(事業者) 株式会社ポケモン

はい。

(小泉委員)

このはめ込み式のものは、よくよその自治体とかでも拝見するのですが、中の絵柄が入れかえられるものですね。これごとに入れかえられるのですか。それとも部分的にアタッチメントみたいなものがあるのですか。

(説明者) 文化観光局横浜魅力づくり室守屋担当係長

今現在、実際にはめ込まれているものは鋳物なのですが、この期間中に関しては外枠を一回かえた上で中のはめ込みをかえると。

(山崎委員)

全体を取りかえるような形ですか。

(事務局) 環境創造局技術管理課大庭担当係長

はめ込みに取りかえられるようなものに全体を取りかえてしまいます。期間中は、今そちらにお示ししているピカチュウの入ったデザインが入りますが、9月2日以降については通常のベイブリッジのマークへの入れかえという形になります。

(小泉委員)

こういうはめ込み式で特定のデザインのものでというのは、このピカチュウのイベント以外にもなさったりしたことは今までもおありなのですか。

(事務局) 環境創造局技術管理課大庭担当係長

ございます。例えば関内駅の周辺とかですと、ベイスターズの同じようなタイプのマンホールが設置されています。

(小泉委員)

では、そういう入れかえはなれていらっしゃるのですね。

(事務局) 環境創造局技術管理課大庭担当係長

あれは入れかえはないのです。

(小泉委員)

わかりました。ありがとうございました。

(岩村会長)

ほかにいかがでしょうか。

特にないようでしたら、この件について了承することにしたいと思います、よろしいでしょうか。

(了承)

(岩村会長)

それでは、本件は了承したということでお願いいたします。

(イ) デザインマンホールの設置について

(岩村会長)

続きまして、審議事項ア(イ)について、事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局) 埴田景観調整課長

それでは、審議事項ア(イ)のデザインマンホールの設置についてご説明いたします。先ほどは、はめ込み式のデザインマンホールで短期間ということですが、この件は鋳鉄製で、しかもやや長いというものでございます。概要をごらんください。名称はデザインマンホール(鋳鉄製)、広告物の種類としては広告板と考えております。設置場所は、後でご説明しますが、桜木町駅前の広場と考えております。設置期間は8月5日から来年の9月30日、協定期間の終了日まで。協定期間が延長された場合には継続するという計画でおります。詳細については環境創造局政策調整部より説明いたします。

(事務局) 環境創造局技術管理課大庭担当係長

それでは、詳細についてご説明させていただきたいと思います。私は、環境創造局政策調整部技術管理課の大庭と申します。よろしくをお願いいたします。

まず、今回このマンホールの設置に至った経緯、目的でございますが、今、下水道事業者がマンホールのふたを使って下水道事業をアピールしていこうという動きがあり、横浜市以外の都市でも盛んに行われております。そういった中で、横浜市もマンホールのふたに横浜市、それからポケモンさんとの連携を表現することで、一般の方々に下水道に対する関心を持っていただく入り口として活用していきたいということで、下水道事業のPRを行うということを考えております。これに加えて、横浜市の景観の国内外への発信ですとか、都市ブランドの向上、それから観光客の促進を図って、横浜市の施策効果を高めたいということで、今回マンホールを活用した、こういった考え方をやっていきたいと思っております。特に、先ほどもお話が出ておりましたが、ことしの夏はピカチュウ大量発生チュウと、下水道事業の絡みで下水道展という大きなイベントが、パシフィコ横浜で8月6日から行われます。そういったことも含めまして、相乗効果を狙って今回マンホールを設置したいと考えております。

マンホールのふたでございますが、鋳鉄製、鋳物製のマンホールふたを考えております。先ほどのはめ込み式というものとはちょっと違っていて、その部分だけこっとりかえるというのではなくて、マンホールのふたそのものが鉄の、鋳物の型でつくられているタイプのものになります。ですので、いわゆる今、街なかに設置されている横浜市の標準のふた、ベイブリッジの刻まれたふたがあるかと思うのですが、ああいった質感になろうかと思っております。本来のマンホールの質感を生かしつつ、設置

場所は、先ほどご説明がございましたが、桜木町駅前ということで、みなとみらい21地区の代表的な景観の一つであるスカイラインをポケモンの世界観で表現して、存在感を持ちながら地域と一体となった景観の創出に努めていきたいと考えております。今回、特にポケモン社さんのキャラクターを活用するということにつきましては、1つ前のところでお話ございましたが、これまでも横浜市と株式会社ポケモンさんで大量発生チュウというイベントを過去5回開催しているところから、みなとみらい地区を中心に、同地区に立地する事業者及びピカチュウ大量発生チュウ推進協議会等も連携して、イベントの開催などを地域一丸となった横浜の魅力発信及び誘客促進、地域の活性化等に貢献しております。といったことで、ほかに類を見ないコンテンツということで、今回それを下水道事業のほうにも活用していこうということで、ピカチュウとのコラボマンホールを設置したいと考えております。

こういったコンセプトから、今回は、繰り返しになりますが、横浜市とポケモンさんとのつながりを表現するために設置場所であるみなとみらい地区の代表的な景観、いわゆるスカイラインとピカチュウをコラボさせて、設置効果を高めるためにポケモンさんの世界観を生かしたデザインを採用しております。

資料の中ほどに、鋳鉄製のマンホールの設置場所ということで、桜木町の駅前のこういった場所に、まさに今、写真で出ているところですが、このふたを取りかえる形で考えております。スカイラインが入ったデザインになりますので、実際に写真に撮ってもらったときにはスカイラインが入るような形で、ここだったら写真も撮っていただける、拡散していただけるということでこの場所を選んでおります。デザインは裏面でございますが、ピカチュウ2体と背面に横浜市のスカイラインが入ったデザインを想定しております。ざっとでございますが、説明は以上になります。

(事務局) 瓜田景観調整係長

引き続きまして、事務局より過日開催されましたデザイン審査部会による意見についてご説明いたします。部会長の小泉先生と岩村先生、中谷先生には、その節は大変お世話になりました。ありがとうございました。

右肩に資料2と書かれました資料をごらんください。デザイン審査部会において審議した内容になります。1番、審査対象広告物についてですが、名称はデザインマンホール（鋳鉄製）、広告物の種類は広告板、設置場所は桜木町駅前広場です。設置の目的は、世界的に認知度が高い株式会社ポケモンと連携し、デザインマンホールを設置することで、横浜の景観を国内外に発信すること、また、今夏行われる「ピカチュウ大量発生チュウ！」と「下水道展」の開催時期に合わせることで、都市ブランドの向上、観光集客促進、下水道事業のPRを図ることを目的としています。デザインコンセプトですが、横浜市とコンテンツ所有者とのつながりを表現するため、設置場所であるみなとみらい21地区の代表的な景観であるスカイラインと、ピカチュウをコラボさせつつポケモンの世界観を表現しています。

続いて2番、デザイン審査部会の開催状況についてご説明いたします。デザイン審査部会は、5月27日及び28日の両日に、電子メール上にて開催させていただきました。

裏面をごらんください。審査結果につきましては可といたしました。その理由ですが、ポケモンの世界観がメインでありつつも、横浜みなとみらいエリアの代表的な景観を溶け込ませ、マンホールの図柄からも横浜を容易に想起させられており、また設置場所である横浜みなとみらいの景観を阻害することも認められないためです。

デザイン審査部会での結果を踏まえた修正デザインにつきましては、資料を2枚おめくりいただきまして、ピカチュウの図柄が2枚表示されているものになります。左が修正前、右が修正後となっております。

資料をお戻りいただきまして、4番のデザイン審査部会における主な意見でございますが、こちらにつきましては各委員の先生のご発言は記載のとおりとなっております。デザイン審査部会による意見のご説明は以上になります。

(事務局) 綿田景観調整課長

では、事務局より本件についての意見を申し上げたいと思います。初めの資料ア（イ）にお戻りください。2番に事務局としての考え方を書いてございます。（1）許可の特例の可否についてでございますが、世界的に有名なキャラクターであるピカチュウをデザインに用いることで、横浜市の魅力国内外にSNS等で発信し、都市ブランドの向上、観光客の促進を図ること、2つ目としまして、下水道事業そのものに興味を持ってもらうことを目的としており、「公益上の理由その他の理由によりやむを得ないと特に認める広告物等で景観を阻害しないと認められるもの」に該当し、許可の特例として取り扱うことが適当であると考えております。

広告物の種類についてですが、これまではめ込み式のマンホールははり札として扱ってききましたが、

今回の鋳鉄製のマンホールは下水道管から延びるマンホールの上にあるということで、下水道の施設の一部ということで広告板と考えたらどうかと考えています。

設置期間の妥当性でございますが、先ほど申し上げましたように基本協定が平成28年6月から令和2年9月30日までとなっておりますので、この期間で許可することが適当と考えます。なお、協定期間が延長された際には延長して設置するという事も考えられると思います。説明は以上です。

(岩村会長)

ありがとうございました。それでは、審議に移りたいと思います。デザインマンホールの設置について、何かご意見がありましたらよろしくお願ひいたします。先ほどと若干重複するかもしれませんが。河住委員どうぞ。

(河住委員)

河住です。マンホールの設置場所なのですが、資料の見方がよくわからなくて、地図にある赤い星のところではなくて……

(事務局) 環境創造局技術管理課大庭担当係長

赤い星のところですよ。

(河住委員)

1カ所だけですか。

(事務局) 環境創造局技術管理課大庭担当係長

1カ所だけです。

(河住委員)

なるほど。ありがとうございます。

(岩村会長)

よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。山崎委員。

(山崎委員)

ピカチュウは大変よくわかるのですが、下水道事業そのものに興味とか理解とかを持ってもらうということが入っているのですよね。それは、誰にどんな形で下水道事業に興味を持ったり、理解してもらったりするのでしょうか。

(事務局) 環境創造局技術管理課大庭担当係長

基本的には子供から大人まで広く、いわゆる街なかでは、実際、下水道管というのは地下にあって見えづらいもので、地上に出ているところはマンホールだけになっています。そういったことで、マンホールも通常きれいなデザインとかをしているわけではないものが多くて、色も茶色い、いわゆる鋳物の色をしているということで、余り見向きもされないといいところですよ。地下の下水道に、何だこれということでもまず関心を持っていただいて、こんなところにあるこれは下水道の入り口なんだということを知ってもらう。子供から大人まで広く一般の方に、今まで普通にしていたのだけれども、改めて、マンホールってこんなにたくさんあるんだねと、これだけ下水道が入ってるんだということを知ってもらいたいと考えております。

(山崎委員)

それに伴って、マンホールに興味を持ってもらうところから、下水道事業ってどんなものだろうと、そこまで行くような何かを考えていらっしゃるのですか。例えば水道事業でしたら、横浜市の水道の歴史とかいろいろなものを見ることのできる資料館がありますよね。何かそういうところとつなげるような展開はまだないのでしょうか。

(事務局) 環境創造局技術管理課大庭担当係長

まずは興味を持っていただくということが第一かなと思っておりますが、実は横浜市の中にもこれだけではなくて、区のキャラクターが入っているデザインマンホールとかもございますので、今後、例えばそういったところのマップとかをつかっていったりして、それがどこにつながっていったらいいかと。例えば水再生センターというところにつながっていいのですよみたいな、そういったパンフレットとかも今後つくっていきながら、行く行くは水が川に帰っていく、海に帰っていくんだよというところまで皆さんに知っていただけるような展開になればとは考えております。

(山崎委員)

わかりました。

(岩村会長)

個人的なつぶやきなので無視していただいてもいいのですが、余りインフラをどうのこうのということをお考えなくてもいいのではないかとおもうのです。つまり、結構マンホールのふたというのは、昔の古い

もので、よく見ると優れたデザインがいっぱいありますよね。よく考えられたデザインが多くて、それを写真に撮って収集する人がいるぐらいです。そういう人たちにとっては、別に下水というインフラがどうつながっているからということよりも、それが街にどういう姿としてあらわれるかというところに非常に魅力があるわけで、その一部として、それを広告物として取り扱うというのが今回のテーマだと思うのです。確かにそれはインフラとの関係があることは間違いなく、下水の仕組みや存在について子供たちによく理解してもらおうということも大切な役割かもしれませんが、それがメインではないのではないかなと、私は個人的に思っています。

(事務局) 環境創造局技術管理課大庭担当係長

ありがとうございます。

(岩村会長)

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

(小泉委員)

2つ、修正前と修正後の絵と、今回のこちらの書類に載っているものと少し違うのですが、こちらが最終的につけられるものになったと思ってよろしいですか。

(事務局) 環境創造局技術管理課大庭担当係長

最終はそうでございます。

(小泉委員)

色とかスカイラインの扱いとか、少し違いますよね。こちらのほうですね。わかりました。

(事務局) 鶴田景観調整課長

特に色について検討していただいたようです。

(山崎委員)

こちらのほうが明るい感じがします。

(岩村会長)

ほかにいかがでしょうか。村上副会長、どうぞ。

(村上副会長)

マンホールの色の劣化はないですか。

(事務局) 環境創造局技術管理課大庭担当係長

色は基本的に劣化はないかなと考えております。ただ、汚れとかがどうしてもついてしまう可能性があるので、そこは適宜掃除をしていかないといけないかと思っています。

(村上副会長)

掃除するわけですか。

(事務局) 環境創造局技術管理課大庭担当係長

それは、こちらのポケモンさんとの関係等もございまして、余り表面が汚れてしまうと景観を阻害してしまいますし、キャラクターのイメージにも影響を及ぼしますので、そこは適宜、維持管理をさせていただきたいと思っています。

(岩村会長)

田中委員どうぞ。

(田中委員)

さっきの岩村先生の意見というかお話とも重なるのですが、こういうふうにきれいなものをつくと、マニアで持っていつちゃおうと思う人が中にはいるのではないかと思うのですが、特にきれいなマンホールのふたにしたことによって、安全管理を強化したとか、そういうことはないのですか。

(事務局) 環境創造局技術管理課大庭担当係長

基本的には、今のマンホールは全てロックというものがかかっている、普通にはあかなくて、特殊な専用の機械を持ってこないといけないようになっています。あけられないということはイコール持っていけないので、ロックをもって盗難防止を考えているところでございます。

(田中委員)

わかりました。まあ、ないとは思いますが。

(岩村会長)

ほかにいかがでしょうか。馬場委員どうぞ。

(馬場委員)

私は水道出身なのですが、こういうふたをつくってもらってすごくうらやましいです。今、ちょっと質問の中にあったと思うのですが、桜木町の駅前ですよ。1カ所だけなのですか。

(事務局) 環境創造局技術管理課大庭担当係長

そうです。

(馬場委員)

これを下水道展の会場までつなげるという構想はないのですか。

(事務局) 環境創造局技術管理課大庭担当係長

そこまでではないのですが、こちらのマンホールと、1個前の議題で出ておりましたはめ込み式のマンホールというのが4カ所設置されるのですが、そのうちの1つがパシフィコ横浜の手前の交差点のところの歩道に設置されることになっています。そういったところで、一応桜木町の駅からパシフィコ、それから、パシフィコから今度はみなとみらいエリアのほうに動線が行くような形で5つをうまく点在させているという考え方は、全体としては持っております。

(岩村会長)

お金がかかるのですよね。

(事務局) 環境創造局技術管理課大庭担当係長

お金もかかります。

(岩村会長)

よろしいでしょうか。ほかにございませんか。山崎委員どうぞ。

(山崎委員)

どこかに書いてあるのかもしれないのですが、ポケモンの下のほうの緑のところに入っているCみたいな字は何なのですか。

(事務局) 環境創造局技術管理課大庭担当係長

これは隠し文字になっていまして、実はランドマークのところにもPがあって、ピカチュウというのが全部隠し文字でこの中に潜り込ませてあるという遊びをしてあるというものになってございます。

(山崎委員)

では、修正前のものも。

(事務局) 環境創造局技術管理課大庭担当係長

そうです。前はちょっとわかりづらいものもあつたりしたので。

(山崎委員)

あいている口をこうしたのですね。

(事務局) 環境創造局技術管理課大庭担当係長

そうです。その辺を少し直したりとかもしています。

(山崎委員)

Cは何ですか。

(事務局) 環境創造局技術管理課大庭担当係長

ピカチュウのチュウのCですね。

(山崎委員)

あ、チュウの。ありがとうございます。

(岩村会長)

よろしいですか。中谷委員どうぞ。

(中谷委員)

桜木町の駅前は、ロープウェイの工事が始まると聞いているのですが、場所的にそれとは大丈夫なのですか。

(事務局) 環境創造局技術管理課大庭担当係長

場所的にはかぶっていないというか、作業するとか実際につくられる場所よりは離れているところになっていますので、これが見えなくなってしまうとかということはないです。

(中谷委員)

わかりました。ありがとうございます。

(岩村会長)

ほかにいかがでしょうか。

特にないようですので、本件については了承したいと思います。いかがでしょうか。

(了承)

(岩村会長)

それでは、本件については了承することにしたいと思います。

(ウ) Wi-Fi付公共サインを利用したデジタルサイネージによる屋外広告物について

(岩村会長)

続きまして、審議事項ア(ウ)について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) 埴田景観調整課長

それでは、審議事項ア(ウ) Wi-Fi付公共サインを利用したデジタルサイネージによる屋外広告物についてでございます。1の概要でございますが、広告付案内サイン・公衆無線LAN整備事業については、平成28年から本審議会に説明しながら事業を進めてきております。今回計画している広告付案内サインの一部が、屋外広告物条例で映像装置を禁じている交差点付近エリアに設置するという映像装置に該当することになります。このため、本審議会で交差点付近での映像装置の設置について伺うものでございます。それでは、詳細については都市整備局企画課より説明いたします。

(説明者) 都市整備局企画課松中担当係長

よろしくお願ひいたします。都市整備局企画課松中と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。A3判の資料の左上から説明させていただきます。これまで4回ほど説明させていただいておりますので、背景・目的のところについてはポイントのみ説明させていただきます。横浜市は、ラグビーワールドカップやオリ・パラに向けまして、インバウンド対応強化のため案内サインやWi-Fiを設置していこうという計画で、これまでご説明させていただいております。その中では、今の課題の解決に向けまして、横浜市とエムシードゥコー株式会社様が広告料収入を活用して、道路上におきまして案内サインや公衆無線LANの整備及び管理運営をエムシードゥコー社様で行っていただくという公民連携事業を進めていこうということで実施させていただいております。

事業概要でございますが、昨年12月に契約締結ということで、横浜駅、みなとみらい21地区、関内・関外地区、新横浜駅周辺地区に広告付案内サイン150基、広告の掲出方法につきましてはポスター形式や静止画デジタル広告の表示ということで設置していただく予定でございます。その150基に内蔵する形で公衆無線LAN、いわゆるWi-Fiにつきましては60基を目標に整備を進めていこうという計画でございます。整備のスケジュールでございますが、今のところ新横浜から着手して、9月に工事竣工・運用開始していきたいという計画で考えております。横浜市は関係機関との調整や地図データの作成をしつつ、エムシードゥコー株式会社様のほうで工事の、いわゆる整備だとか公衆無線LANの運用、維持管理ということをお願いするという内容でございます。

今回審議に諮らせていただきました広告付案内サインのイメージのところ、ポスタータイプとデジタルタイプにつきまして、右側に示させていただいております。高さは違いますが、ポスタータイプもデジタルタイプにつきましても広告の表示面積につきましては約2平米ということです。高さ、幅が、ポスタータイプにつきましては、高さ1.71メートル、幅1.16メートル、デジタルタイプにつきましては、高さが17センチほど高い1.881メートル、幅につきましては若干狭くなりまして1.058メートルという形でございます。明るさにつきましては、実際に表示している広告板の照度をはかったものではございますが、明るさが大体150から350ルクス程度という確認を、今のところバス停の広告につきまして確認しております。今後設置するデジタルパネルのものにつきましては、ポスタータイプと同程度ということで自動調整をしていただきながら進めていくということで事業者様からもお話をいただいております。参考までに、ポスタータイプとデジタル広告の比較につきまして、下側に入れさせていただいております。バス停の広告パネルに地図を入れたものや、デジタルタイプということで、先ほどご説明させていただきましたデジタルタイプのものにつきましては、ポスターと同程度の自動調整を行ったものを設置していこうという計画でございます。

1枚おめくりいただきまして、裏面のところに前回案内サインの配置の考え方につきまして述べさせていただいた内容を左上のところに示させていただいております。再掲とはなりますが、情報提供の面で訪日外国人の方々や来街者が円滑に移動していただけるように、駅前広場や主要な交差点、観光地点を中心に整備を行っていくという計画でございます。主要な交差点周辺につきましては、原則的に進行方向に平行に設置するということや、一部道路の進行方向について垂直に設置する場合などについて検討を行っております。そして、移動の起終点となる駅前広場は観光地点につきましては、多くの来街者が滞在する空間でございますので、誰もが情報提供を受けやすいようなことを鑑みまして、既存案内サインを更新していくのに加え、新規案内サインを充実させていこうという計画でございます。具体的なポイントにつきましては、整備予定箇所ということで左下に示させていただいております。今回お話しさせていただこうというところにつきましては、星マークでデジタルパネルの整備予定箇所というこ

とで、横浜駅から関内・関外地区に示させていただいたところに整備していこうという計画を考えております。具体的な案内サインの設置位置に関しましては、本事業の性質上、案内サインにつきましては本市の公共サインガイドラインに基づきまして、主要な交差点からそれぞれ視認できるような位置ということを設けております。そのため、交差点周辺に整備する必要があるということから、今回の静止画デジタル広告付の案内サインにつきましても、どうしても交差点周辺に整備しなくてはならないというところがございます。もちろん、安全性の確認というところにつきましましては、道路管理者や交通管理者である警察様とお話をさせていただきながら、具体的な場所については必要に応じて現場検証ということで、実際のパネルの大きさのものを持ってきて確認していただくということや、実際の場所につきましましては、ここならば安全ではないかというような検証を行いながら協議を行って、設置位置を決定しているというところがございます。

1枚めくっていただいたところに静止画デジタル広告の設置場所ということで、ご存じの参考条文というところに入れさせていただいておりますが、屋外広告物条例の施行規則第6条の中で、映像装置を使用する広告物等の映像を表示する部分につきましては、下の区域内に表示し、設置してはならないといったところがございます。該当する交差点の直前の停止線、またその延長線から5メートル外側の線で囲まれた道路の区域ということで、具体的なパターンにつきましては、(1)の十字路タイプ、丁字路タイプといったところが考えられるということで示させていただいております。具体的な文言の内容につきましては(ア)の道路区域ということで、赤線の枠内だとか、その周辺のところで(イ)の区域ということで、さらに5メートルの範囲内につきましては規制がかかっているところがございます。今回の設置位置に関しましては、丁字路の中心部分や赤枠のところということで、十字路タイプ、丁字路タイプともに今回設置する箇所の主な位置を示させていただいております。伴いまして、その交差点の名称につきましては、中区ポートサイド中央地区ほか、今回設置する場所につきましては11基、丁字路タイプにつきましては2基設置するという計画でございます。もちろん、今回の規制の区域外のところにも設置させていただくということで、右下のところ交差点周辺以外の箇所ということで、今のところ8基計画しております。こちらの場合につきましては、横浜駅みなみ西口の相鉄の出入り口となりますところ、おおむね人々が滞留されて、それで目的地まで向かうところの駅前広場空間にも設置していこうということで、参考までに載せさせていただいております。主な事業概要につきましては以上でございます。

(事務局) 綿田景観調整課長

次に、事務局の考え方でございますが、資料ア(ウ)に戻っていただきたいと思っております。今回、13基のデジタル式の広告付案内サインが交差点付近にあらわれるという計画になっております。事務局としての考え方でございますけれども、交差点付近の映像装置に関する禁止は交通安全を考えてのものでありますが、(1)として、今回計画されている案内サインに伴う広告が静止画であること。(2)ですが、そのような表示について交通管理者や道路管理者からは問題ないとされているということ。(3)としまして、横浜市屋外広告物条例が想定している「映像装置」とは外観上相当異なるものと考えられるということから、交差点付近の静止画による広告付案内サインの設置は、条例第19条第1項の規定、「公益上の理由その他の理由によりやむを得ないと特に認める広告物等で景観を阻害しないと認められるもの」に該当し、問題ないと考えております。このため、交差点付近エリアに設置することについて特例許可をしたいと考えております。説明は以上になります。

(岩村会長)

ありがとうございます。それでは質疑に入りたいと思っております。Wi-Fi付公共サインを利用したデジタルサイネージによる屋外広告物について、ご発言がありましたらよろしくお願いたします。いかがでしょうか。田中委員どうぞ。

(田中委員)

1点確認なのですが、デジタルサイネージは最近すごく活用されていて、商業目的の場合には、同じスペースで次から次へいろいろなコマースができるということですのですごく有効だというのはわかります。今回の提案の場合は静止画ということですよ。特に案内広告みたいに必要なものというのは、趣旨はよくわかるのですが、デジタルサイネージの欠点というのは、停電になると全部だめになってしまうというのがあります。その場合、静止画を使ってやっていたものがもし停電になった場合、それが使えなくなってしまうということを考えると、なぜあえてデジタルサイネージにしなければいけないのかという、その必要性をもう少し説明していただきたいと思っております。静止画だったら、何もデジタルサイネージにしなくてもいいのではないかなとちょっと思ったものですから。

(岩村会長)

いかがでしょうか。

(説明者) 都市整備局企画課光田担当課長

企画課の担当課長の光田と申します。よろしくお願ひします。今回、ポスタータイプとって、内照式のものどデジタルのものど両方併用するわけなのですが、今、広告の市場がデジタル市場のほうか今後伸びていくというこど、事業者としてもインフラとしてやはりこういっただジタルのものを用意しませんと、デジタルを想定したクライアントが多くなってきておりますので、今回の広告付案内サイン事業というのが広告料収入を活用しての事業となりますため、そういったところど長期的に20年間事業をやっていく上で、エムシードウコーとしてもデジタルを幾つか導入しておきたいという趣旨でございます。

(田中委員)

収入というか、採算というのでしょうか、それも大きな要素というこどでデジタル化したというこどですか。

(説明者) 都市整備局企画課光田担当課長

そうですね。

(岩村会長)

静止画とありますが、コンテンツを変えることはできるのですよね。

(説明者) 都市整備局企画課光田担当課長

コンテンツを変えるといひますのは……

(岩村会長)

デジタルですから、当然画像を変えられますよね。

(説明者) 都市整備局企画課光田担当課長

そうですね。今、静止画を恐らく10秒前後の間隔で切りかえることを想定しております。

(岩村会長)

そうなのですね。連続して動くのではなく10秒ごとに変わっていくのですね。

(説明者) 都市整備局企画課光田担当課長

はい。動画ですとか、そういったものでは決してございませんと、ポスターが、何秒にするかというのは今後検証していくわけなのですが、切りかわるものです。内照式ですとずっと固定です。

(岩村会長)

わかりました。他にいかがでしょうか。

(田中委員)

静止画のイメージなのですが、私の思い違ひかもしれませんけれども、この資料には地図みたいなのがあったものですから、そういうのがずっとあるのかなというイメージだったので今質問をしました。単純に公共的な地図のものが、何秒か何分かわかりませんが出るのと、それが消えると今度は完全にコマーシャル的なものが出るという、そういうイメージですか。

(説明者) 都市整備局企画課光田担当課長

説明が不足してございまして申しわけございませんと。地図面は全基がポスタータイプでございませんと。広告面だけデジタルのものを導入したいというこどです。

(岩村会長)

参考資料がありますね。この下のほうに書いてあるバス停添加広告パネル、これはですからパネルなのですね。一方で、ポスターと書いてあるところが今議論しているところですよ。

(説明者) 都市整備局企画課光田担当課長

この写真が、内照式照明とデジタルの明るさというか見え方がどう違ふかというこどで事例としてお見せしたものです。

(田中委員)

そうすると、横浜市さんが今やろうとしているデジタルサイネージの中に出てくる画面というの、みんな広告が出てくるわけなのですか。

(説明者) 都市整備局企画課光田担当課長

そうでございます。

(田中委員)

やっと納得できました。

(岩村会長)

地図は変わらないと。それでポスターだったわけですよ。

(田中委員)

ありがとうございました。

(岩村会長)

ほかにいかがでしょうか。馬場委員どうぞ。

(馬場委員)

意見をもらう方というのは、対象は歩行者ですか。車は関係ないのですか。

(説明者) 都市整備局企画課光田担当課長

歩行者も車も両方見える位置に広告が掲出されます。

(馬場委員)

車の場合、交通管理者が問題ないと言われているようですが、それが原因で事故が起きるとか、そういう可能性はないのですか。

(説明者) 都市整備局企画課光田担当課長

今回、県警本部と各所轄署、3つありますが、全て回しまして、実際に1カ所1カ所、ここをデジタルにしますというようなご説明をしました。今回は動画ではなくて、あくまでもとまった画像ということで、そのあたりは交通管理者及び道路管理者のほうからは問題ないということで意見をいただいています。

(岩村会長)

基本的にはほかの広告物と同じということですよ。ほかにいかがでしょう。中谷委員どうぞ。

(中谷委員)

将来的にも動画にはならないということが前提での許可ですか。

(説明者) 都市整備局企画課光田担当課長

今回は静止画のみという契約の中で、エムシードウコーさんとやって、この事業において静止画のみということになります。

(中谷委員)

それから、この広告付案内サイン150基というのは、いつごろまでに設置をされるのでしょうか。

(説明者) 都市整備局企画課光田担当課長

今、9月のラグビーワールドカップまでの間に都心臨海部と新横浜合わせて150基を目標に進めておりますが、1カ所1カ所、安全性に問題があるようなところは設置できなかつたり、地先様の了解が得られない場合は設置できないものもございますので、完全に150基びつたりできるかという、ちょっとそこからは少し減っていったような状況でございます。

(中谷委員)

たしか、バス停のこちらの広告は、当初もうちょっとバス停の設置数が多いと聞いていたのですが、そこら辺は当初のもくろみと、実際にあるバス停の設置数が少ないと聞いているのですけれども、そういうことはないということですか。

(説明者) 都市整備局企画課光田担当課長

バス停の広告の話ですか。

(中谷委員)

そうですね。このバス停の実際の広告は、設置数が横浜市全域というか、何年以内に何基みたいな話があったと聞いているのです。

(説明者) 都市整備局企画課光田担当課長

申しわけありません。ちょっと交通局の事業なので、確認をさせていただければと思っております。

(岩村会長)

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ほかにご質問がないようですので、本件については了承することにしたいと思います、ご意見ございませんでしょうか。

(了承)

(岩村会長)

どうもありがとうございます。それでは、了承したということにしたいと思います。

イ 広告物活用地区制度の活用について

(岩村会長)

続きまして、審議事項イです。説明の方が変わられるのですね。

(事務局) 梶田景観調整課長

少々お待ちください。

お待たせしました。審議事項イについてご説明いたします。資料の審議事項イをごらんください。広告物活用地区制度の活用についてでございます。これは、前回ラグビーのためにこの制度を利用したいということでご審議いただきましたが、本当はその結果、どのぐらい利用されたかを見てオリンピック・パラリンピックに備えたいと考えたのですが、オリンピック・パラリンピックのほうが装飾が非常に早い日程になってしまったために今回お諮りするものです。内容としてはほとんど一緒でございます。

では、説明させていただきます。東京2020オリンピック・パラリンピック大会を盛り上げるため、さまざまな屋外広告物の掲出が想定されますが、条例・規則の基準に合致しない広告物の掲出も想定されます。その場合、普通は条例第19条による特例許可を受けて掲出してもらうこととなりますが、次のような課題があります。ということで、2つほど例を出しております。1つは、壁面やフェンスへの大型装飾です。基準では面積の10分の3が上限になるため、それを超える可能性があるということです。平昌オリンピックの例が写真で示されております。また、プロジェクトンマッピングを行う場合には、10分の3ではなく40分の3となるということで、さらにきつくなるということです。それから、パターン2ですが、大型モニュメント（スペクタキュラー）等が出てくる可能性があるということです。基準では表示面積は75平米が上限でございますが、それを変える可能性があるということです。こちらも平昌オリンピックの例が出ております。その下、四角で囲ってあるところですが、想定される課題として、特例許可は、屋外広告物審議会の意見を聞いた上で手続を行うため、審議会の開催スケジュールに合わないという条例・規則に合致しない可能性がある屋外広告物を掲出できないことになる。2つ目ですが、本市が掲出者となった場合でも許可手続が必要となり、手数料が必要となるという課題がございます。そこで、都市装飾が想定される地域を広告物活用地区と指定し、円滑な対応を行いたいと考えております。

前回の繰り返しになってしまいますが、広告物活用地区の制度でございます。条例の第10条に規定されておりまして、広告物を積極的に活用する必要があると認めるときは、市長は指定することができるということになっております。当該区域の固有の基準を定めることができるほか、禁止物件を一部除外することもできます。指定するときには、屋外広告物審議会の意見を聞かなければならないとされております。

次のページに参りまして、期間、地区、その他でございますが、1番、期間は令和2年1月から同年12月までを想定しております。地区としましては、前は新横浜駅周辺とかあるいは横浜駅、みなとみらい21中央地区、新港地区、関内地区を線で囲いましたが、もう少し広い範囲が想定されるため、今回は区で指定していこうと考えておりまして、関係する神奈川区、西区、中区、港北区を想定しております。緩和の内容については、「1」の期間中に設置し、確実に撤去が見込まれる広告物等について、禁止物件の適用を一部除外するほか、大きさに関する基準等を一部適用しないことと考えております。対象としましては、大会組織委員会、神奈川県、横浜市が掲出する大会に関する屋外広告物と、大会公式パートナー企業が掲出する屋外広告物です。済みません、1行目を削除してください。（1）と（2）だけでございます。5番、効果としましては、1つ目は大会に向けた機運の盛り上げ、祝祭感につなげることができる。2番目に、都市装飾を通して、横浜らしい景観と合わせてSNS等で広く拡散されることで、横浜への関心アップや誘客につなげることができる。3つ目、人の流れを想定した場所への設置により、横浜らしい場所と場所がつながることで、回遊を促進させることができる。4番目に、公共だけでは掲出できる場所も限られる中、大会公式パートナー企業と連携することにより、横浜のにぎわいづくりをともに推進することが可能になります。民間の力を借りることで、装飾間のつながりを埋められ、連続性のある魅力的な装飾につなげることができると期待しております。スケジュールは、10月までに都市装飾の計画を決定する計画となっております。1月から第1弾、4月から第2弾、7月から第3弾といった具合に装飾をしていくという予定になっているそうです。

次のページをごらんください。具体的に何を緩和するかといった内容でございます。まず、第7条関係でございますが、禁止物件への掲出を可能としたいと考えております。第1項の1号、橋りょう、トンネル等、それから8号の送電塔、テレビ塔等、11号の地下道その他これに類するものの出入口の上部、それから、第3項の道路の路面。ただし、車道への表示は禁止したいと考えています。

それから、その次のページ、第16条関係と書いてありますが、屋外広告物に種類ごとにさまざまな基準がございます。その基準を適用しないということにしたいと考えておりまして、1、壁面看板については10分の3という基準がございます。それから、映像装置は4倍換算するといった内容を適用しない

と考えております。それから、2の屋上看板については用途地域ごとに表示面積が決められておりますが、これも適用しないと。3に参りまして、袖看板も50平米以下とすること、それから映像は4倍ということが書かれていますが、それも適用しない。4番目、広告塔・広告板についても、用途地域ごとに大きさの上限がありますが、これを適用しないと考えています。それから、5番目の電車、自動車、船舶につきましても、電車については10分の1以下、自動車、船舶、乗り合い自動車については10分の1または5平米以下といったものがありますが、これも適用しないと考えております。アドバルーンについても大きさに関する基準を使わないということを考えております。説明は以上でございます。

(岩村会長)

ありがとうございました。それでは、審議をよろしく願いいたします。広告物活用地区計画制度の活用について、ご発言がありましたらよろしく願いいたします。いよいよ一年後にオリンピックなわけですが、時限的な緩和ということでもよろしく願いいたします。ご質問等ございませんでしょうか。竹内委員どうぞ。

(竹内委員)

横浜市さんの条例というのは、色の規制というか基準みたいなものは何かあるのですか。オリンピックの場合だと広告のデザインが決められてしまっていて、少し彩度を落とせとか、そういうことは多分できなくて、決まりきったデザインを出すか出さないかみたいなことになってしまうかと思います。そういうのがなければ、別にここに盛り込まなくても……

(事務局) 鶴田景観調整課長

屋外広告物条例上は色に関する規定は、例えば蛍光色はやめてくれというようなものはありますが、マンセル値によって示すということはありません。ただ、景観計画に規定があるところもあります。そこはちょっと問題になるかなと思っています。

(岩村会長)

ほかにございませんでしょうか。

特に質問がないようですので、本件については以上としたいと思います。

報告事項

ア 観覧車の照明演出について

(岩村会長)

続きまして、報告事項アについて事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局) 石川景観調整課担当係長

それでは、報告事項ア、観覧車の照明演出についてご報告いたします。みなとみらい21新港地区にある観覧車、コスモクロック21については、平成28年3月にLED化されて以降、照明演出としての活用について相談を受けてきました。景観への影響が大きいことから、屋外広告物審議会にもご報告させていただきながらこれまで対応してきたところでございます。本日、まずご報告しますのは、既に実施済みのものでございます。6月1日と2日に行ったものですが、この審議会の日程に間に合わないということで、事前に先生方に資料を送付させていただきましてお知らせしたのになります。まず1、横浜開港祭の概要ですが、港に感謝し、市民とともに横浜の開港記念日である6月2日を祝う祭ということで、今年は開港160周年を祝うお祭りとして開催されました。ステージイベントのほか、水上、陸上において市民参加型のイベントが実施されています。日程は6月1日と2日、場所は臨港パーク及びみなとみらい21地区、新港地区、その他周辺で行われました。主催は横浜開港祭協議会となっております。

続いて2、照明演出の概要ですが、開港祭の2日間の日没後から24時までで、1サイクル15分のうち約2分30秒程度実施しました。表示内容は、文字を一字ずつ、「開」「港」「160」「th」と表示させたり、開港祭のロゴデザインの由来である錨、波や花火、またSDGsの推進を取り入れた開港祭として実施するため、SDGsのカラーホイールを表示しました。なお、当日の様子を動画で撮ってきておりますので、後ほどご覧いただきご意見をいただきたいと思っております。

続きまして、資料の裏面をご覧ください。現在相談を受けておりますサマーコンファレンスでのコスモクロック演出について報告させていただきます。まず、これまでの経緯ですが、平成29年から2年間、一般社団法人横浜青年会議所が、2020年の国際青年会議所世界大会誘致に向けて来場者に歓迎の意を示すため、サマーコンファレンス2017及び2018においてコスモクロック21を使った照明演出を行いました。こちらについては、第59回、61回の審議会にて報告をさせていただいております。本年度は2020年国際青年会議所世界大会の横浜開催が決定したことを受けまして、世界大会の成功に向けて引き続き

市民の理解や気運の醸成、PRを図っていくため、これまでと同じようにコスモクロック21を使った照明演出を行いたいという趣旨でございます。(1)のサマーコンファレンスの概要ですが、一般市民も参加可能な講演会、展示イベントでございまして、今年の7月20日と21日に行われるイベントとなっております。会場はパシフィコ横浜及びその周辺、主催は日本青年会議所となっております。(2)の照明演出の概要ですが、サマーコンファレンスのイベントに合わせまして、予定では2日前の18日からイベント最終日の21日までということ聞いておりますが、夜の19時から24時までの時間帯に15分ごとに1回のサイクルで表示させます。表示の内容ですが、サマーコンファレンスのロゴマークやSDGsのカラーホイールなどを用いて、SDGsを初めとするまちづくり等への積極的な姿勢をアピールするとともに、祝祭感や横浜への歓迎の意を表現する内容で現在調整を進めているところです。ご報告は以上となります。

それでは、映像を流したいと思っておりますのでお願いします。

(映像再生)

(事務局) 石川景観調整課担当係長

動画は以上となります。

(岩村会長)

ありがとうございました。これは報告事項ですので、審議ではありません。何かご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

イ 広告物活用地区の指定について

(岩村会長)

それでは、続きまして報告事項イについて、ご説明をお願いいたします。

(事務局) 瓜田景観調整係長

報告事項イ、広告物活用地区の指定についてご報告いたします。前回の広告審におきまして、9月20日に開幕しますラグビーワールドカップに関連する屋外広告物について、広告物活用地区を活用して大会のにぎわい創出の演出や手続の簡略化等を進めるためのご議論をいただきました。今回お示ししております資料は、屋外広告物条例に基づき対象となる地域について告示が必要とされているため、告示文の案を添付させていただいたものになります。なお、前回の広告審でご議論いただいた際のエリアと少し変更点がございまして、別添の資料の裏面になります。1枚めくっていただきますと、みなとみらい、横浜駅のエリアがあると思いますが、その裏面で新横浜駅の周辺のエリアになります。こちらにつきましては、前回の広告審ではJR横浜線以北とさせていただいていたところ、今回、横浜上麻生線の道路より以北と拡大させていただいております。こちらの告示につきましては、7月12日付の市報に掲載するべく手続を行っているところでございます。ご報告は以上となります。よろしく申し上げます。

(岩村会長)

ありがとうございました。指定の場所が若干変わったということですね。それ以外は前と同じだと思いますが、いかがでしょうか。これも報告事項です。

ほかに質問がないようでしたので、本件につきましては以上とさせていただきます。

ウ 屋外広告物の安全点検まち歩きについて

(岩村会長)

もう一件あります。報告事項ウです。安全点検まち歩きについてご説明をお願いいたします。

(事務局) 瓜田景観調整係長

それでは報告事項ウ、屋外広告物の安全点検まち歩きについてご報告いたします。資料をおめくりいただきまして、資料1をごらんください。平成30年度に実施しました屋外広告物の安全点検まち歩きについての結果になります。1の対象となる商店街は表のとおりとなります。続いて、2の当日の流れについてですが、まず、商店街の会議室等を利用し、スライドを用いて屋外広告物の落下事故の事例や安全点検箇所のポイントについてご説明をし、その後、商店街に繰り出し実際に商店街を歩きながら、安全管理上問題のある看板の指摘を行います。ここでの指摘などにつきましては、後日、商店街宛てに報告書を提出させていただきました。

資料を1枚おめくりください。右肩の資料2をごらんください。今年度も同内容で安全点検まち歩きを実施することにいたしております。

また、1枚資料をおめくりいただきますと、募集のチラシが添付されております。こちらの募集のチラシの裏面が応募内容の申し込み方法となっております。募集を8月30日までの期間で行い、応募多数の場合には先着順で5団体実施することとしています。実際にまち歩きを行うのは10月から11月にかけてを予定しております。ご報告は以上となります。よろしくお願いいたします。

(岩村会長)

ありがとうございました。何かご質問、ご意見はございますか。村上副会長どうぞ。

(村上副会長)

これは、また今回も5商店街のご予算でしょうか。

(事務局) 綿田景観調整課長

昨年の募集は予算の関係で4団体を募集したのですが、実際は5団体出てきたので、予算の範囲で5団体行いました。今回の場合も5団体程度としておりますが、応募の状況によってはふやしてもいいかと思っております。

(村上副会長)

そうですね。できれば、できるだけ希望が多いとよろしいのですが、実際点検していただくと大変地域にとってはプラスになりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

(岩村会長)

ありがとうございます。中谷委員どうぞ。

(中谷委員)

実際に安全管理上問題のある看板というのはどのぐらいあったのでしょうか。

(事務局) 綿田景観調整課長

商店街によって随分違ひていまして、エスエス会さんの場合は比較的看板の状態もよかつたようでした。それに対して、そうでない商店街もあつたということです。

(中谷委員)

結果は出してないわけですね。わかりました。ありがとうございます。

(岩村会長)

田中委員どうぞ。

(田中委員)

後日、商店街宛てに報告書を提出しましたと、それにまた商店街の反応みたいなものは何かあつたのでしょうか。

(事務局) 綿田景観調整課長

昨年度のものはちょっとわからないのですが、その前の年にやらせていただいたときも、やはり村上会長のところの商店街でございますが、終わった後、写真つきでこういうことに注意してくださいといったごく簡単なコメントがついたものを、不備があるものを全て写真とコメントと並べて報告したのですけれども、最近、和田町商店街に行きましたら、その幾つかは直つていました。

(村上副会長)

今まで店主の関心が何もなかつたのですが、やはりそのときにまち歩きをして大分関心を寄せられまして、実際に直したお店が何軒もございます。本当に倒れそうな、落ちそうな看板も2つ、3つありましたので、撤去していただきました。

(岩村会長)

よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょう。

(山崎委員)

商店街といつてもいろいろあると思うのですが、本当に規模の小さな商店街でもやつていただけるのですか。

(事務局) 綿田景観調整課長

表の昨年度の実績にありますように、一番小さなところは宮前商栄会の24店舗から、一番大きなところは元町エスエス会の219と。とにかく応募していただければ対応する予定です。

(山崎委員)

例えば、シャッター商店街みたいになっているところがいっぱいありますよね。一応規模はあるけれども数軒しかやつていないとか。

(事務局) 綿田景観調整課長

シャッター商店街についてですが、シャッターを閉めながら会員をやつていてくれると助かるのですが、普通はそうではないですね。でも、一応見せてもらつて、特にシャッター商店街になりますと看

	<p>板の維持管理というのが多分余りうまくいっていないでしょうから……</p> <p>(山崎委員) 逆にシャッター商店街は危ないですね。</p> <p>(事務局) 鶴田景観調整課長 はい。会員であるかないかは、それにかかわらず事前調査は行います。それで、その後、商店街の方とこれは会員だ、会員ではないという仕分けもします。</p> <p>(山崎委員) 商店街として申し込まなければいけないから、その商店街の中の何人の方が言ってもだめなわけですね。</p> <p>(事務局) 鶴田景観調整課長 そうですね。</p> <p>(岩村会長) よろしいでしょうか。ほかに何かございますか。小泉委員どうぞ。</p> <p>(小泉委員) 応募というのは、昨年だと4件ということだったのですが、対応されるとおっしゃっている、今回だったら5件に対してもっといっぱい来るものなのですか。例年、応募の状況というのはどんな感じなのでしょう。</p> <p>(事務局) 鶴田景観調整課長 対象となる商店街は横浜市内で市商連に加盟している団体でございますが、約270あります。去年は4件募集したところ5件来たのですが、できれば最低5件は来てほしいのです。場合によってはこちらからお願いに上がるということもあり得ますので、その数字は達成できると考えています。</p> <p>(岩村会長) ぜひ多くの商店街をお願いしたいと思います。ほかにいかがでしょうか。 特にないようでしたら、本件につきましては以上とさせていただきますと思います。 ほかに、事務局から何かご報告事項はございますか。</p> <p>(事務局) 鶴田景観調整課長 特にございません。</p> <p>(岩村会長) それでは、予定された議事は全て終了いたしました。大変ありがとうございました。進行を事務局にお返ししたいと思います。よろしく申し上げます。</p> <p>閉 会</p> <p>(事務局) 鶴田景観調整課長 どうもありがとうございました。本日の議事でございますが、横浜市に保有する情報の公開に関する条例に基づき、審議会の議事録についてはあらかじめ指定したものの確認を得た上で、それを閲覧に供するという事になっております。慣例により、事務局で議事録を作成し、それを委員の方々皆さんにお送りいたしますので、確認していただけたらと思います。会長に最終的な確認をお願いします。</p> <p>それから、次回の審議会でございますが、通常ですと年2回、大体1月ごろと7月ごろという感じで行っております。1月ごろやることはほぼ間違いないと思うのですが、現在、特例許可できないものかと相談を持ちかけられている案件が1件ほどございまして、それが時期的に8月後半から9月上旬ぐらいに審議してほしいといった依頼がございます。その審議を実際にやるかどうかは未定なのですが、場合によってはその時期にお集まりいただくということをお願いすることがあるかもしれませんので、ちょっと頭の中に入れておいていただけたらと思います。以上でございます。</p> <p>(岩村会長) ありがとうございました。どうもご苦勞さまでした。黄色いファイルはそのまま残しておいていただければと思います。</p>
資 料	<p>(1) 委員名簿</p> <p>(2) 席次表</p> <p>(3) 夏季催事に伴う規格外等広告物の掲出について【審議事項ア（ア）】</p> <p>(4) デザインマンホールの設置について【審議事項ア（イ）】</p> <p>(5) W i - F i 付公共サインを利用したデジタルサイネージによる屋外広告物について</p>

	<p>【審議事項ア（ウ）】</p> <p>(6) 広告物活用地区制度の活用について【審議事項イ】</p> <p>(7) 観覧車の照明演出について【報告事項ア】</p> <p>(8) 広告物活用地区の指定について【報告事項イ】</p> <p>(9) 屋外広告物の安全点検まち歩きについて【報告事項ウ】</p>
特記事項	<p>・ 次回の審議会は、8月下旬から9月上旬ごろ開催の可能性あり。</p>